2 長寿医療制度による（後期高齢者医療制度）医療給付

平成20年4月から、75歳以上の方と65歳以上75歳未満の方で一定の障害の状態にあり広域連合の認定を受けた方は、高齢者の医療の確保に関する法律による医療給付の対象者となります。

問合せ先
各都道府県の広域連合又は市区町村の窓口

介護保険制度のあらまし

1 介護保険制度のしくみ

加入する人
・65歳以上の人→「第1号被保険者」
・40〜64歳の人→「第2号被保険者」

保険料の支払
・65歳以上の人→年額18万円以上の年金を受けている人は、その年金から自動的に徴収されます。それ以外の人は、個別に納付します。
・40〜64歳の人→医療保険の保険料の一部として徴収されます。

給付を受けられる人
・要介護1〜5（常に介護が必要な状態）の人や要支援1･2（日常生活の支援等が必要な状態）の人です。
・65歳以上の人→介護が必要になった原因を問わず、給付が受けられます。
・40〜64歳の人→特定の疾病が原因で介護が必要になった場合に限られます。
※区市町村の介護認定審査会で、どれくらいの介護が必要かの判定を受けます。

給付内容
・要介護1〜5の人→「介護給付」のサービスが利用できます。
・要支援1・2の人→「予防給付」のサービスが利用できます。
　＊認定の結果、非該当（要介護でも要支援でもない状態）となった人も要支援･要介護状態になるおそれの高い方は「地域支援事業」の介護予防事業に参加することができます。

利用の手続
・本人や家族が直接区市町村へ申請します。

サービス利用料
・保険で受けるサービス利用料の1割又は2割（特に所得の高い方は3割）の利用者負担となります。
・所得区分に応じて、利用料負担の上限額が定められています。
・施設サービスやショートステイなどを利用した場合は、このほかに居住費、食費などがかかります。

保険の運営
区市町村が行います。

2 利用のしくみ

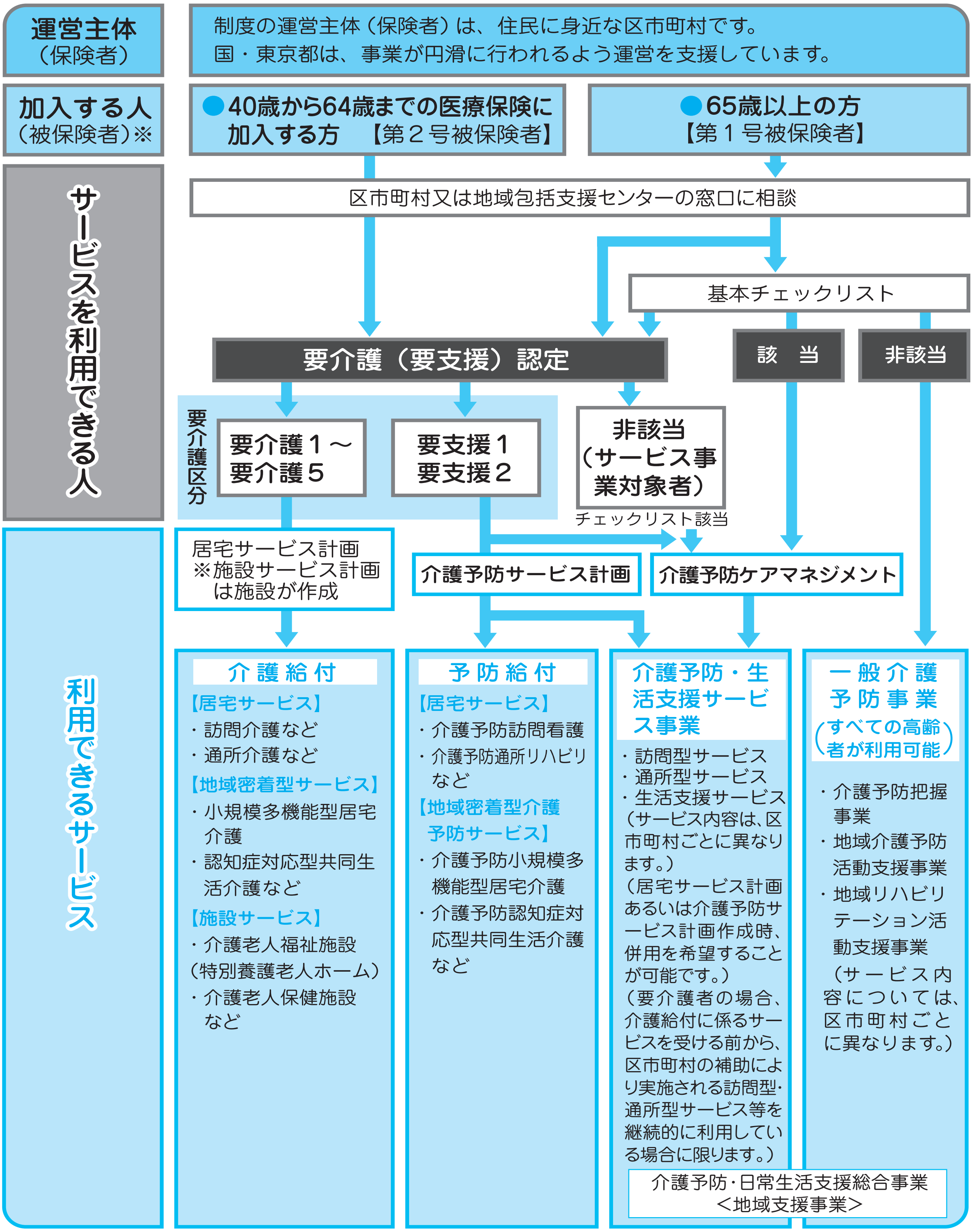

※上記のフロー図は、一般的な介護保険の利用の手順を示したものです。詳細につきましてはお住まいの区市町村にお問い合わせください。
※外国籍の方で、３か月を超えて在留する方、特別永住者の方などは含まれます。

利用できるサービス

- ケアプランの作成
- 家庭で受けるサービス

●介護保険で利用できるサービスには、要介護1～5と認定された方が利用できるサービス（介護給付）と、要支援1・2と認定された方が利用できるサービス（予防給付）があります。
●予防給付は、介護予防（生活機能を維持・向上させ、要介護状態になることを予防すること。）に適した、軽度者向けの内容・期間・方法で、サービスが提供されます。
●サービスのうち、地域密着型のサービスは、住み慣れた地域で、多様かつ柔軟なサービスを提供するための枠組みで、事業所や施設がある区市町村にお住まいの方の利用が基本となります。地域密着型サービス以外のサービスは他区市町村にある事業所や施設の利用も可能です。

ケアプランの作成

■居宅介護支援（要介護の方）

居宅サービスなどを適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人の希望などをもとに、居宅介護支援事業所がケアプランを作成し、サービス提供事業者との連絡調整などを行います。

■介護予防支援（要支援の方）

要支援状態の悪化防止や改善に重点を置き、利用者の自立に役立つ介護予防サービスが提供されるよう、目標を定め、地域包括支援センターがケアプランを作成します。

※要介護、要支援とも、ケアプランは自分で作成することもできます。

家庭で受けるサービス

＊印のサービスは、地域密着型サービスであるため、事業所や施設がある区市町村の住民の利用が基本となります。

■訪問介護

要介護の方の利用

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理や洗濯などの生活援助を行います。

要支援の方の利用

区市町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」で提供されます。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護＊

ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や療養上の世話などを行います。

要支援の方は利用できません

■夜間対応型訪問介護＊

夜間に、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身の回りの世話を行います。

要支援の方は利用できません

■訪問入浴介護

家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に持ち込むなどして入浴サービスを行います。

■訪問看護

看護師などが家庭を訪問し、主治医の指示に従って、療養上の世話や診療の補助などを行います。

■訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練を行います。

■居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院困難な利用者の心身の状況や環境などを踏まえ、指導や助言を行います。

施設などに出かけて受けるサービス

＊印のサービスは、地域密着型サービスであるため、事業所や施設がある区市町村の住民の利用が基本となります。

■通所介護、地域密着型通所介護＊（デイサービス）

要介護の方の利用

施設に通い、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能回復のための訓練・レクリエーションなどを行います。

また、口腔機能や栄養状態を改善するためのサービス、難病やがんの要介護者向けの、医療と連携したサービスを提供する事業所もあります。

※定員18人以下の小規模通所介護は、「地域密着型通所介護」として、地域密着型サービスで提供されます。

要支援の方の利用

区市町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」で提供されます。

■認知症対応型通所介護＊（デイサービス）

施設に通い、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるように、認知症高齢者に配慮した介護や機能訓練を受けます。

■通所リハビリテーション（デイケア）

医療機関や老人保健施設、介護医療院などに通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練を受けます。

また、口腔機能や栄養状態を改善するためのサービスを提供する事業所もあります。

■短期入所生活介護（福祉系ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴・食事などの日常生活上の介護や機能訓練を受けます。

また、連続した利用は 30 日までとなっています。

■短期入所療養介護（医療系ショートステイ）

医療機関や介護老人保健施設、介護医療院などに短期間入所し、医師や看護師等からの医学的管理のもと、療養上の世話や日常生活上の介護、機能訓練を受けます。

また、連続した利用は 30 日までとなっています。

■小規模多機能型居宅介護＊

身近な地域にある事業所で、主に通所により食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けます。また、利用者の状態や希望に応じて、同じ事業所が宿泊や随時の訪問サービスを提供することで、要介護度が重くなっても在宅での生活が継続できるように支援します。

■看護小規模多機能型居宅介護＊

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、同じ事業所が「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」といった複数のサービスを提供することにより、医療ニーズの高い利用者も、在宅での生活が継続できるよう支援します。

要支援の方は利用できません

施設などで生活しながら受けるサービス

＊印のサービスは、地域密着型サービスであるため、事業所や施設がある区市町村の住民の利用が基本となります。

■介護老人保健施設

病状が安定し、病院から退院した方などが、在宅生活に復帰できるよう、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を受ける施設です。

要支援の方は利用できません

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する施設です。食事や排泄など日常生活上の介護や、身の回りの世話を受けます。

要支援の方は利用できません

■地域密着型介護老人福祉施設＊（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する、小規模な特別養護老人ホームです（定員 30 人未満）。食事や排泄など日常生活上の介護や、身の回りの世話を受けます。

要支援の方は利用できません

■認知症対応型共同生活介護＊（認知症高齢者グループホーム）

認知症高齢者が５～９人の少人数で共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で介護や身の回りの世話を受けます。

要支援１の方は利用できません

■特定施設入居者生活介護

介護保険の事業者指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどで生活しながら介護を受けます。なお、施設外の事業者からサービスを受ける「外部サービス利用型特定施設」もあります。

■地域密着型特定施設入居者生活介護＊

介護保険の事業者指定を受けた、小規模な有料老人ホームや軽費老人ホームなど（定員30人未満）で生活しながら介護を受けます。なお、地域密着型特定施設の入居者は、要介護の方やその配偶者等に限られ（介護専用型特定施設）、介護サービスを受けられるのは要介護の方のみとなります。

要支援の方は利用できません

■介護療養型医療施設

比較的長期間にわたって日常的に医療ケアを必要とする方や、慢性期のリハビリテーション、介護を必要とする方が入院する施設です。医学的管理のもと、療養上の世話や日常生活上の介護機能訓練を受けます。

要支援の方は利用できません

■介護医療院

長期療養を必要とする人が入所して日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等のサービスと日常生活上の世話を受けます。

要支援の方は利用できません

その他のサービス

■福祉用具貸与

要介護2 ～ 5の方の利用

介護用ベッドや車いす、床ずれ防止用具など、在宅生活を支える道具が借りられます。

要介護1･要支援の方の利用

生活機能の維持･向上に役立つ福祉用具（原則として、手すりやスロープ、歩行器、歩行補助つえ）に限定して借りることができます。

■福祉用具購入費の支給

腰掛け便座や特殊尿器、入浴用いすなど、貸与になじまない福祉用具を、指定を受けた事業者から購入した場合、その費用が支給されます。

利用者がいったん全額を支払った後、負担割合に応じて、支払った額の一部が介護保険から払い戻されます（支給額には限度があります）。

■住宅改修費の支給

手すりの取付けや段差の解消など、小規模な住宅改修に要する費用が支給されます。

利用者がいったん全額を事業者に支払った後、負担割合に応じて、支払った額の一部が介護保険から払い戻されます（支給額には限度があります）。

＊住宅改修を行う前に区市町村へ住宅改修申請書等を提出する必要があります。詳細については区市町村へお問い合わせください。

〈地域密着型サービスとは〉

住み慣れた地域で、多様かつ柔軟なサービスを受けながら生活を継続できるように設けられているサービスの枠組みです。

ア　サービスは、事業所や施設がある区市町村の住民の利用が基本となります。
イ　事業所や施設の指定･指導などを区市町村が実施します。
ウ　地域の実情に応じて、区市町村が介護報酬を設定できます（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のみ）。
エ　指定（拒否）や指定基準･報酬の設定に地域住民などが関与する、公平で公正透明な仕組みとなります。

問合せ先

お住まいの区役所、市役所、町村役場又は地域包括支援センターの相談窓口

○利用できるサービスの内容は、インターネットでも御覧になれます。
　ホームページアドレス　https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/